

【改訂8版】食品表示検定・中級 認定テキスト 訂正情報及び法令改正におけるテキスト該当部分

●テキストに以下の通り修正箇所がありました。お詫びして訂正させていただきます。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2023年 5月18日	1刷	P120	4-1-3	表組の下【内容量】の節 の上から3行目	らっきょう漬以外の農産物漬物のうち、小切り、細刻していないものにあつては、ぬか、液汁、かす、塩等を除いた状態の内容重量を表示します。 らっきょう漬以外の小切り、細刻した「しょうゆ漬」「酢漬」にあつては液汁を含む内容重量を、「かす漬」「みそ漬」「こうじ漬」「もろみ漬」等にあつては、かす、みそ、こうじ、もろみ、及び液汁を含む内容重量を表示します。 また、塩漬などのきゅうりを丸ごと漬け込んだものなど、内容量を外見上容易に識別できるものは、食品表示基準に従い内容数量を個数の単位で表示することも可能です。	農産物漬物のうち、小切り、細刻していないものにあつては、ぬか、液汁、かす、塩等を除いた状態の内容重量を表示します。 小切り、細刻した「しょうゆ漬」「酢漬」にあつては液汁を含む内容重量を、「かす漬」「みそ漬」「こうじ漬」「もろみ漬」等にあつては、かす、みそ、こうじ、もろみ、及び液汁を含む内容重量を表示します。 また、きゅうりなど、らっきょう以外の農産物を丸ごと漬け込んだものなどは、食品表示基準に従い内容数量を個数の単位で表示することも可能です。

●以前にお知らせした訂正箇所は以下の通りです。お手数ですがこちらも合わせて訂正をお願いいたします。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2023年 3月27日	1刷	P132	4-2-4	〈チルドハンバーグステーキの表示例〉の上から2行目「原材料名」欄	食肉(牛肉(米国)、豚肉)、たまねぎ、つなぎ(パン粉、卵白)、粒状植物性たん白、豚脂、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、ソース(砂糖、醸造酢、トマト、ポークエキス、しょうゆ、でん粉、香辛料)、(一部に牛肉・豚肉・小麦・卵・大豆・乳成分・りんごを含む)	食肉等(牛肉(米国)、豚肉、豚脂)、たまねぎ、つなぎ(パン粉、卵白)、粒状植物性たん白、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、ソース(砂糖、醸造酢、トマト、ポークエキス、しょうゆ、でん粉、香辛料)、(一部に牛肉・豚肉・小麦・卵・大豆・乳成分・りんごを含む)
2023年 2月28日		P80	3-5	図表1の見出し行 2行目の白抜き文字見出し	個別に表示方法が規定されている4品目+お の ぎりの「のり」	個別に表示方法が規定されている4品目+お の ぎりの「のり」
		P110	3-10	本文の上から5行目～	⑨食品の処理工程が製造よりむしろ加工と解される場合(切断、混合、解凍等)は、加工者の氏名及び加工所の所在地を表示しますが、この場合、製造所固有記号をもって表示することはできません。 ただし、製造された製品(バルク)を仕入れ、最終的に衛生状態を変化させる行為として小分け作業を行う場所は、「加工所」に該当しますが、当該小分け行為を行う場所について、同一製品を2以上の場所で加工している場合には、製造所固有記号の使用が認められます。	⑨食品の処理工程が製造よりむしろ加工と解される場合(切断、混合、解凍等)は、加工者の氏名及び加工所の所在地を表示します。 ⑩製造された製品(バルク)を仕入れ、最終的に衛生状態を変化させる行為として小分け作業を行う場所は、「加工所」に該当しますが、当該小分け行為を行う場所について、同一製品を2以上の場所で加工している場合には、製造所固有記号の使用が認められます。
		P127	4-2-2	〈ポーションカット肉の表示例〉の上から2行目「原材料名」欄	牛肉(米国产)、牛脂、食塩/リン酸Na、カゼインNa、酵素	牛肉(米国产)、牛脂、食塩/リン酸Na、カゼインNa(乳由来)、酵素
		P278	5-4	本文の下から4行目～	なお、有機食品について、JAS法施行令で定める「指定農林物質」には、……義務付けられています。この「指定農林物質」には、……指定されています。	なお、有機食品について、JAS法施行令で定める「指定農林物資」には、……義務付けられています。この「指定農林物資」には、……指定されています。

●今回お知らせする、法令改正に関連するテキストの該当部分は以下の通りです。

★2023年 前期の試験は、2022年10月1日時点で施行されている法令に基づき出題されます。

情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2023年 3月27日	1刷(全刷)	P257	5-2	下から6行目～	特定原材料として定め、2022年(令和4年)10月1日現在、これら7品目(品目については図表2参照)の表示を・・・	<p>2023年3月9日付で食品表示基準が以下の通り改正されました。</p> <p>① これまで「特定原材料に準ずるもの」として表示が推奨されていた「くるみ」について、「特定原材料」として表示が義務化されることとなりました。 (この結果、特定原材料は7品目から8品目に、特定原材料に準ずるものは21品目から20品目になります。) なお、くるみの代替表記「クルミ」と拡大表記の例「くるみパン」「くるみケーキ」については特定原材料に準ずるものとしての表記と同じです。</p> <p>② エイコサペンタエン酸(EPA)及びドコサヘキサエン酸(DHA)を産生させるために遺伝子組換えが行われたなたねについて、特定遺伝子組換え農産物として表示の対象となりました。</p> <p>施行日は、2023年3月9日です。 ただし、経過措置期間が設けられており、2025年3月31日までに製造、加工、輸入される一般用加工食品、及びその日までに販売される業務用加工食品には、従前の表示も認められています。</p> <p>なお、食品表示基準の改正に伴い、通知「食品表示基準について」「食品表示基準Q&A」も関連の箇所を中心に改正されました。</p>
		P257	5-2	下から1行目～	特定原材料に準ずるものとして、これら21品目(図表2参照)を・・・	
		P258	5-2	図表2	特定原材料(7品目): えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ) 特定原材料に準ずるもの(21品目): アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、山芋、りんご、ゼラチン	
		P258	5-2	下から3行目～	このうち1品でもアレルギー表示を行うのであれば21品目すべてに関して、・・・	
		P260	5-2	上から10行目～	アレルギー表示が義務化された特定原材料7品目及び特定原材料に準ずるもの21品目について・・・	
		P263	5-2	上から1行目～	特定原材料7品目及び特定原材料に準ずるもの21品目についてリスト化され、・・・	
		P263	5-2	図表3	特定原材料(食品表示基準で定められた品目): えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生	
		P264	5-2	図表4	特定原材料に準ずるもの(通知で定められた品目): アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	
		P266	5-2	下から14行目～	特定原材料の7品目に由来する添加物が加工助剤やキャリアオーバーに該当しても・・・	
		P266	5-2	下から9行目～	また、特定原材料に準ずる21品目に由来する添加物が加工助剤等に該当する場合も、・・・	
		P267	5-2	下から10行目～	アレルギーを含む食品の表示の対象が「特定原材料7品目」又は特定原材料に準ずる21品目を含む28品目のいずれかであるかを・・・	
		P267	5-2	下から2行目～	「アレルギーは義務7品目を対象範囲としています。」	
		P268	5-2	上から3行目～	この中でも特に「特定原材料7品目」のみを表示対象としている場合は、・・・	
		P273	5-3	下から11行目～	ステアリン酸産生遺伝子組換え大豆及び高リン遺伝子組換えとうもろこしがあり、・・・	
		P274	5-3	図表3	形質: ステアリン酸産生、高リン	
P276	5-3	上から7行目～	ステアリン酸産生遺伝子組換え大豆及び高リン遺伝子組換えとうもろこしの場合の表示ルールは・・・			

(以上)